

議案件名（令和元年第 2 回定例会）

予算案	1 件（補正予算 1 件）
条例案	19 件（制定 1 件、全部改正 1 件、一部改正 16 件、廃止 1 件）
一般議案	8 件（市町村総合事務組合規約の改正 1 件、財産の取得 2 件、財産の処分 1 件、和解 1 件、調停 1 件、事業計画の変更 1 件、議決事件の一部変更 1 件）
計	28 件

（ 予 算 案 ）

- 1 令和元年度千葉市一般会計補正予算（第 2 号）

（ 条 例 案 ）

- 1 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の制定について
(総務局 総務部 給与課)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与その他の給付の支給に関し、必要な事項を定める。

- (1) 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度(※)が導入されることに伴い、当該職員に係る給与その他の給付に関し、必要な事項を定める。

※会計年度任用職員制度

臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を目的として、一般職の非常勤職員制度である会計年度任用職員制度を導入し、任用、服務規律等の整備を行うこととしたもの。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員の採用方法や任期等が明確化され、また、会計年度任用職員に対する給付等の規定が整備された。

給料	会計年度任用職員に適用する給料表を定め、給料を支給する。
手当	通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、地域手当、初任給調整手当、期末手当を支給する。

※ 常時勤務を要する職員の勤務時間に比し短い勤務時間の職員については報酬及び費用弁償により支給する。

- (2) 施行期日 R2.4.1
- (3) 法改正 R2.4.1施行

- 2 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (総務局 総務部 給与課)
(総務局 総務部 人事課)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員に退職手当を支給することができることとするほか、所要の改正を行う。

- (1) 千葉市退職手当支給条例の一部改正
フルタイムの会計年度任用職員に退職手当を支給することができることとする。
(2) 千葉市職員の給与に関する条例ほか9条例の一部改正
会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤職員等を対象とした規定について会計年度任用職員を対象とするものとするほか、所要の改正を行う。
(3) 施行期日 R2.4.1
(4) 法改正 R2.4.1施行

- 3 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について (総務局 総務部 給与課)

投票管理者等の報酬の額を引き上げる。

- (1) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じ、投票管理者等の報酬の額を引き上げる。
(法改正の趣旨・背景) 最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要があるため。

	現行	改正後	改定額
投票所の投票管理者	12,600円	12,800円	+200円
期日前投票所の投票管理者	11,100円	11,300円	+200円
開票管理者、選挙長	10,600円	10,800円	+200円
投票所の投票立会人	10,700円	10,900円	+200円
期日前投票所の投票立会人	9,500円	9,600円	+100円
開票立会人、選挙立会人	8,800円	8,900円	+100円

- (2) 施行期日 公布の日
(3) 法改正 公布の日

4 千葉市市税条例等の一部改正について

(財政局 税務部 税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の税率を定めるとともに、法人市民税の法人税割の税率を引き下げるほか、所要の改正を行う。

- (1) 取得時に課税される軽自動車税の環境性能割の創設に伴い、税率を定める。

税率等	燃費性能等に応じて、非課税～3%(当分の間、2%が上限) ※ 消費税率引上げに伴う対応として、R元.10.1からR2.9.30までの間に乗用(自家用)の軽自動車を取得した場合は、税率を1%軽減する措置が講じられている。
賦課徴収	当分の間、県が自動車税の環境性能割の例により行う。

- (2) 軽自動車税(種別割(所有時課税))のグリーン化特例(軽課)について、主に次の改正を行う。

ア H31.4.1からR3.3.31までに新規取得した軽乗用車等について、当該取得の翌年度に適用することとする(適用期限を2年間延長)。

(1台当たり)

区 分			本来の税率 (H27.4.1～ 新規取得分)	軽課税率		
				電気自動車等	2020燃費基準 +30%達成車	2020燃費基準 +10%達成車
軽乗用車	四輪車	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円

イ R3.4.1からR5.3.31までに新規取得した電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(四輪車は乗用・自家用のみ)について、当該取得の翌年度に適用することとする。

(1台当たり)

区 分			本来の税率 (H27.4.1～ 新規取得分)	軽課税率		
				電気自動車等	2020燃費基準 +30%達成車	2020燃費基準 +10%達成車
軽乗用車	四輪車 (自家用)		10,800円	2,700円	軽減なし(10,800円)	

- (3) 法人市民税の法人税割の税率の引下げ

R元.10.1以後に開始する事業年度に係る法人市民税の法人税割の税率を引き下げる。

法人の区分		現行	改正後
資本金等の額	5億円以上の法人	12.1%	8.4%(△3.7%)
	1億円超5億円未満の法人	10.9%	7.2%(△3.7%)
	1億円以下の法人	9.7%	6.0%(△3.7%)

- (4) わがまち特例を導入し、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例割合を定める。

※わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた特例割合を法が定める範囲内で条例で決定できるようにする仕組み

対 象	特例割合
認定誘導事業者(都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域内に誘導すべき福祉施設、商業施設等の整備計画の認定を受けた民間事業者)が取得した公共施設等(公園、広場、緑化施設、通路等)	4/5

- (5) 施行期日 R元.10.1(ただし(2)イについてはR3.4.1、(4)については公布の日)

- (6) 法改正 R元.10.1(ただし(2)イについてはR3.4.1、(4)についてはH28.4.1)

5 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例及び千葉県衛生関係手数料条例の一部改正について (保健福祉局 健康部 生活衛生課)

犬又は猫の引取手数料等を改定する。

- (1) 消費税率の引上げに伴い県が手数料を改定したことから、県下における同一行政・同一手数料の実施のため手数料を改定する。
- (2) 施行期日 R元. 10. 1
- (3) 法改正 R元. 10. 1施行

6 千葉県斎場設置管理条例の一部改正について (保健福祉局 健康部 生活衛生課)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料を改定する。

- (1) 消費税率の引上げに伴い、税負担を使用料に転嫁する。
- (2) 施行期日 R元. 10. 1
- (3) 法改正 R元. 10. 1施行

7 千葉県火災予防条例の一部改正について (消防局 予防部 予防課)

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合について住宅用防災機器の設置を免除することとするほか、所要の改正を行う。

- (1) 自動火災報知設備の設置を免除されている等の住宅においては住宅用防災機器(住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備をいう。以下同じ。)を設置しなければならないこととされていたが、「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」(以下「省令」という。)の一部改正に伴い、共同住宅のうち特定小規模施設(民泊実施設等)に該当するものに特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合について住宅用防災機器の設置を免除することとする。
- (2) 省令の一部改正に伴い、住宅用防災機器の免除の要件の一つである閉鎖型スプリンクラーヘッド(※)を備えているスプリンクラー設備を設置した場合について、閉鎖型スプリンクラーヘッドの要件の一つである「作動時間が60秒以内」の表記が「種別が一種」に統一されたことに伴い、同内容の改正を行うもの。
※ 閉鎖型スプリンクラーヘッドとは、平常時は水の出口が閉鎖されており、一定の温度に達すると感熱部が作動するものをいう。
- (3) 施行期日 公布の日

8 千葉県消防関係手数料条例の一部改正について (消防局 予防部 指導課)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料を改定する。

- (1) 消費税率の引上げにより地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、手数料の額の標準が見直されたことに伴い、特定屋外タンク貯蔵所設置許可申請手数料を改定する。
- (2) 施行期日 R元. 10. 1
- (3) 政令改正 R元. 10. 1施行

9 千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(病院局 経営企画課)

海浜病院の診療科目を追加するほか、所要の改正を行う。

- (1) 海浜病院の診療科目に「救急科」を追加する。
- (2) 青葉病院及び海浜病院の「神経内科」を「脳神経内科」に変更する。
- (3) 施行期日 R元. 7. 1

10 千葉市市民参加及び協働に関する条例の全部改正について

(市民局 市民自治推進部 市民自治推進課)

市民が主体となって地域の実情に合ったまちづくりに取り組み、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、市民自治に関し基本的な事項を定める。

- (1) 条例の題名を改める。
(改正後)千葉県市民自治によるまちづくり条例
- (2) 市民自治を通じて「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、従来の「市民参加」及び「協働」に「市民の自立的な活動」を加え、新たに「市民自治」として定義する。
- (3) 市民の役割に、町内自治会等の活動への協力等を加える。
- (4) 町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会及び事業者の役割を定める。
- (5) 市の責務に市民自治の活動に対し適切に支援するように努めること等を加えるとともに、市民の自立的な活動の推進に向けて市が取り組むべきことを定める。
- (6) 市民にとって親しみやすい表現とするため「である体」を「ます体」に改める。
- (7) 施行期日 R2. 4. 1

11 千葉県美術館条例の一部改正について

(市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

美術館の拡張整備に伴い、諸室を追加するほか、所要の改正を行う。

(1) 美術に関する市民の創作活動等の支援事業を行うこととし、諸室を追加する。

ア 追加する諸室

市民アトリエ、子どもアトリエ、図書室及びワークショップルーム

イ 利用料金の上限額

区分	利用料金の上限額		
	午前10時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
市民アトリエ	1,920円	2,560円	2,560円
ワークショップルーム	4,560円	6,080円	6,080円

(2) 所蔵作品をいつでも鑑賞できるよう、常設展示室を設置するとともに、常設展示に係る観覧の利用料金の上限額を改定する。

・主なもの（個人の観覧利用料金の上限額）

区分	現行	改正後
一般	200円	500円
大学生・高校生	150円	370円
中学生・小学生	100円	250円

(3) (1) (2) 以外の利用料金について、消費税率の引上げ等に伴い、利用料金の上限額を改定する。

(4) 施行期日 規則で定める日(R2.7を予定)

12 千葉県乳牛育成牧場設置管理条例の廃止について

(経済農政局 農政部 農業生産振興課)

乳牛育成牧場を廃止する。

(1) 後継者難等により市内の酪農家数、子牛頭数が減少する見込みであること、今後多額の改修費が必要になること、並びに民間事業者による施設整備及び管理運営により預託事業(※)が継続できる見込みであることから、乳牛育成牧場を廃止する。

※預託事業

酪農家の子牛を、乳が出るようになるまでの間、預かり育成する事業

・施設の概要

ア 位置 若葉区富田町983番地1

イ 面積 約6ha(公簿)

ウ 設置時期 S43.3.19

エ 施設 草地、牛舎及びサイロなど

(2) 施行期日 R2.4.1

13 千葉県少年自然の家設置管理条例の一部改正について

(こども未来局 こども未来部 健全育成課)

少年自然の家の管理を指定管理者に行わせるるとともに、使用者の範囲を拡大するほか、所要の改正を行う。

- (1) 本施設の管理運営(※)について、直ちに大規模修繕が必要という状況ではないため再度PFI事業契約を締結するメリットが少ないこと、少子化による利用者数の減少や施設修繕費・ログハウスの維持費の増加が見込まれること、市の費用負担を抑える必要があることから、指定管理者による管理を行わせることとする。

※PFI事業契約に基づき実施。R2.3.31まで。

・施設の概要

ア 位置 千葉県長生郡長柄町針ヶ谷字中野1591番地40

イ 敷地面積 148,541.60㎡

ウ 延床面積 14,671.20㎡

エ 設置時期 H17.4.1

オ 施設 サービスセンター棟、集いのホール棟、宿泊棟、リフレッシュセンター棟、プレイホール棟、自然環境学習センター棟、キャンプセンター棟、ログハウス棟及び炊事場等

- (2) 使用者の範囲を拡大し、日帰り利用を可能にした上で、利用料金の上限額を設定する。

・主なもの(市内在住者の場合)

区 分		現行	改正後
中学生以下の者を含む団体又は家族の宿泊利用(中学生以下の健全育成を主目的とした利用)	中学生以下	無料	300円
	高校生以上	820円	830円
上記以外の者の宿泊利用(新設)	高校生以上	—	2,440円
中学生以下の者を含む団体又は家族の日帰り利用(中学生以下の健全育成を主目的とした利用)(新設)	中学生以下	—	100円
	高校生以上	—	270円
上記以外の者の日帰り利用(新設)	高校生以上	—	790円

- (3) 施行期日 R2.4.1(指定管理者の指定の手続については、公布の日)

14 千葉県地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

(都市局 建築部 建築指導課)

新たに、地区整備計画が定められた千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区の地区計画区域を条例の適用範囲に加える。

・千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区地区整備計画

- (1) 適用区域 稲毛区穴川1丁目の一部(約3.4ha)

(2) 主な制限内容

地区の名称	高さの最高限度		建築物の用途の制限
大学・短大地区	45m(20mを緩和)		・建築することができる建築物 (1) 学校、図書館等 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿(スポーツ地区にあるものに限る。) (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム等(用途に供する部分が6階以下であり、かつ、大学・短大地区にあるものに限る。) (4) 事務所(用途に供する部分が6階以下であるものに限る。) (5) ホテル又は旅館(スポーツ地区にあるものに限る。) (6) 前各号の建築物に附属するもの
学園高校地区	A区域	25m(20mを緩和)	
	B区域	20m	
スポーツ地区	20m		
低層地区	10m		

- (3) 施行期日 公布の日

15 千葉市都市公園条例の一部改正について（都市局 公園緑地部 公園管理課）

蘇我スポーツ公園及び昭和の森の指定管理者を公募により指定することとするほか、所要の改正を行う。

- (1) 蘇我スポーツ公園の整備済区域全域(蘇我球技場を除く。)及び昭和の森全域(野球場、庭球場及びフォレストビレッジを除く。)について、指定管理者を公募により指定することとする。

・施設の概要

ア 蘇我スポーツ公園

- (ア) 位置 中央区川崎町
 (イ) 設置時期 H20.4から順次(蘇我球技場はH17.10)
 (ウ) 施設 多目的広場、多目的グラウンド、庭球場、駐車場及び円形野球場(R元.8供用開始)
 (エ) 面積 約36.3ha(円形野球場供用開始後)

イ 昭和の森

- (ア) 位置 緑区土気町
 (イ) 設置時期 S47.7
 (ウ) 施設 野球場、庭球場、貸自転車及び駐車場
 (エ) 面積 105.8ha

- (2) 主な利用料金の上限額の設定

ア 蘇我スポーツ公園

・ 駐車場

区分	通常時	大規模イベント時
普通自動車	1時間につき 100円 (1日最大700円)	通常時の利用料金の上限額の5倍(日額)
大型自動車	1日につき 2,800円	

イ 昭和の森

- (ア) 貸自転車(1台2時間につき)

一般	200円
小・中学生	100円

- (イ) 駐車場

普通自動車	1時間につき100円 (1日最大400円)
大型自動車	1日につき1,600円

- (3) (2)以外の利用料金について、消費税率の引上げ等に伴い、利用料金の上限額を改定する。

- (4) 施行期日 R2.4.1(指定管理者の指定の手續及び利用料金の上限額の改定については、公布の日(利用料金の上限額の改定については、R2.4.1以後の利用に適用))

16 千葉市蘇我球技場条例の一部改正について(都市局 公園緑地部 公園管理課)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の上限の額を改定する。

- (1) 消費税率の引上げに伴い、税負担を利用料金の上限額に転嫁する。
 (2) 施行期日 公布の日(R2.4.1以後の利用に適用)
 (3) 法改正 R元.10.1施行

17 千葉県法定外水路条例の一部改正について

(建設局 下水道管理部 下水道維持課)

法定外水路の流水の占用料を改定する。

- (1) 消費税率の引上げ等に伴い県がその管理する河川の流水占用料を改定したことから、これに準じて定めている流水占用料について同様に改定する。
- (2) 施行期日 R元. 10. 1
- (3) 法改正 R元. 10. 1施行

18 千葉県河川管理条例の一部改正について(建設局 下水道建設部 都市河川課)

河川の流水の占用料を改定する。

- (1) 消費税率の引上げ等に伴い県がその管理する河川の流水占用料を改定したことから、これに準じて定めている流水占用料について同様に改定する。
- (2) 施行期日 R元. 10. 1
- (3) 法改正 R元. 10. 1施行

19 千葉県水道給水条例の一部改正について

(水道局 水道総務課)

指定給水装置工事事業者の更新に係る手数料を定める。

- (1) 水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者について指定を受けてから5年を経過したときは更新が必要とされたことに伴い、更新に係る手数料を定める。
 - ・手数料の額 10,000円 (※初回の指定に係る手数料と同額)
- (2) 施行期日 R元. 10. 1
- (3) 法改正 R元. 10. 1施行

(一 般 議 案)

- 1 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
(総務局 総務部 総務課)

千葉県市町村総合事務組合から、香取市東庄町病院組合が脱退する。

- (1) 協議内容
香取市東庄町病院組合の解散(R元. 8. 31)に伴い、同組合が千葉県市町村総合事務組合を脱退することから、規約の一部改正について協議する。
(2) 施行期日 R元. 9. 1

- 2 財産の取得について(若葉区役所の空調熱源等設備)
(市民局 市民自治推進部 区政推進課)

取得財産	若葉区役所の空調熱源等設備 (1) 空気調和設備一式 (2) 換気設備一式 (3) 自動制御設備一式 (4) 電気設備一式
所在地	若葉区桜木北2丁目1番1号
取得予定価額	184,958,542円

- (1) 取得の相手方 一般財団法人千葉県都市整備公社
(2) 整備年度 H21年度

- 3 財産の取得について(旧中央区役所及び千葉県美術館の空調熱源等設備)
(市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

取得財産	旧中央区役所及び千葉県美術館の空調熱源等設備 (1) 空気調和設備一式 (2) 換気設備一式 (3) 自動制御設備一式 (4) 電気設備一式
所在地	中央区中央3丁目10番8号
取得予定価額	961,821,898円

- (1) 取得の相手方 一般財団法人千葉県都市整備公社
(2) 整備年度 H21・22年度

4 財産の処分について(富士見ハイネスビルの一部)

(都市局 都市部 都心整備課)

売却財産	富士見ハイネスビルの一部		
所在地	中央区富士見2丁目7番地7		
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付10階建		
建物	権利の形態	区分所有による所有権	
	面積及び持分	専有部分	1階 98.15㎡
			10階 318.10㎡
		共用部分	共有持分10,000分の906
敷地	権利の形態	共有持分による所有権	
	共有持分	10,000分の906	
売却価格	149,702,680円		
売却先	株式会社日進プランニング		

(1) 処分の経緯

ビジネス支援センターとしての用途を廃止した富士見ハイネスビルの一部について、同ビル管理規約の規定に基づく優先買取権を有する株式会社日進プランニングに売却する。

5 和解について

(建設局 土木部 中央・美浜土木事務所管理課)

道路用地の明渡し等を求めて訴えを提起した件について、和解する。

(1) 事件名 (本訴)土地明渡し等請求事件

(反訴)工作物収去請求反訴事件

(2) 裁判所 千葉地方裁判所

(3) 当事者 (被告、反訴原告)有限会社京葉ビル

(4) 事件の概要

市が、道路用地(以下「本件用地」という。)を権限なく占有する京葉ビルに対し、本件用地の明渡し等を求めた(本訴)ところ、京葉ビルは、その所有地の地下に越境して埋設されている市の工作物の収去を求めた(反訴)ものである。

(5) 主な和解内容

ア 京葉ビルは、市に対し、令和元年8月末日限り、本件用地を明け渡す。

イ 市と京葉ビルは、本和解期日において、市の工作物が越境している部分(以下「本件越境部分」という。)について、設定対価を1,736,000円として、市を地上権者とする地上権を設定する。

ウ 市は、京葉ビルに対し、令和元年8月末日限り、上記イの地上権の設定対価として1,736,000円を支払う。

エ 市と京葉ビルは、①市が京葉ビルに対して有する、本件用地に係る不当利得返還請求権と②京葉ビルが市に対して有する、本件越境部分に係る不当利得返還請求権について相殺合意する。

6 調停について

(財政局 財政部 資金課)

被相続人の遺言による市への全財産の遺贈に関し、法定相続人から遺留分減殺請求に係る調停が申し立てられた件について、合意する。

- (1) 事件名 遺留分減殺請求調停事件
 - (2) 裁判所 千葉家庭裁判所
 - (3) 相手方 中央区在住者（法定相続人）
 - (4) 主な調停の内容
 - ア 当事者双方は、被相続人の遺言が有効であること、同遺言により被相続人の遺産（預貯金、現金、株式、不動産等）が市に帰属すること、相手方が遺留分（相続財産の2分の1）を有すること、相手方の市に対する遺留分減殺請求が平成30年3月7日にあったことをそれぞれ確認する。
 - イ 市は、相手方に対し、相手方の市に対する遺留分減殺請求による価額弁償として、44,879,684円の支払義務があることを認め、これを令和元年9月30日限り、相手方に支払う。
- ※「遺留分」とは、民法上一定の相続人に認められる、被相続人の意思によっても奪い得ない相続分であり、遺留分権利者は、「遺留分減殺請求」により、遺贈を受けた者から遺留分を取り戻すことができる。

7 千葉外房有料道路の事業計画の変更について（建設局 土木部 土木管理課）

千葉外房有料道路の料金の変更について、千葉県道路公社から道路管理者の同意を求められたので、これに同意する。

- (1) 消費税率の引上げに伴い、税負担を通行料金に転嫁する。

車種	普通車	大型車(I)	大型車(II)	軽自動車等	軽車両等
料金の額 (変更前)	320円 (310円)	470円 (460円)	1,050円 (1,030円)	210円 ※変更なし	30円 ※変更なし

※大型車のうち、普通貨物自動車で車両総重量が25 t以下の車両等は(I)、25 tを超える車両等は(II)の車種区分となる。

- (2) 実施時期 R元.10.1

8 議決事件の一部変更について(千葉市美術館拡張整備工事に係る工事請負契約)

(市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

契約金額	変更前	388,800,000円
	変更後	391,705,100円

- (1) 議決年月日 H31.3.6
- (2) 変更の理由

国がH31.3から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）を決定したことに伴い、本市も国に準じ、3月1日以降に契約を締結した工事に新労務単価を適用することとしたことから、受注者と協議の上、契約金額を変更する。